



米国・英国における面会交流の最新動向

本レポートでは、米国および英国における子どもの面会交流（米国での“parenting time”/“visitation”、英国での“contact”に相当）の最新の現状とトレンドを、**第三者機関の関与、付き添い（監視付き面会）の基準、オンライン面会の活用**の観点から詳述します。

第三者機関の関与

米国における第三者の役割

米国では、面会交流において第三者（ニュートラルな監督者）が関与する「監視付き面会（supervised visitation）」が、リスクの高いケースで広く用いられています。監視付き面会は「非監護親と子どもが第三者の立ち会いのもとで接触すること」と定義され^①、特に家庭内暴力（DV）や虐待の懸念がある場合に子どもの安全確保のため裁判所が命じることが多くなっています^②。裁判官は子どもの利益を最優先に、必要と判断すれば第三者専門機関や人物による面会監督を命じる権限があり、DVや虐待歴がある場合には中立・専門的な第三者による面会が「最適な選択」と考えられています^③。こうした第三者監督サービスは各州や地域の非営利団体（NPO）や民間業者によって提供されており、1980年代から米国各地に拡大しました^④。現在では米国全土で100以上の公式な面会交流プログラムが存在し、さらに数百人の有資格者（セラピストや監視モニター）が個人開業でサービス提供に当たっていると報告されています^⑤。米国にはNPOの国際ネットワーク組織である「Supervised Visitation Network (SVN)」があり、加盟する各機関が情報共有や研修を行っています。また連邦政府も、面会交流支援のために各州に毎年1,000万ドルの補助金（Access and Visitation Program）を交付し、監視付き面会や子の引き渡し支援などのプログラムを促進しています。

法的には州ごとに制度が異なりますが、例えばカリフォルニア州では司法評議会が「面会交流監視提供者の統一基準（Standard 5.20）」を定めており、家族や友人がボランティアで監視する場合から有償の専門職まで含めて最低限の資格・義務を規定しています^{⑥ ⑦}。同州では有償の「プロバイダー」（監視人）に対し、**犯罪経験がないことや所定の研修（24時間、DVや児童虐待に関する科目を含む）の修了**、州の児童福祉当局が運営する信頼性確認制度（TrustLine）への登録などを義務付けています^{⑧ ⑨}。一方、無償の「**非専門プロバイダー**」（親族等が付き添う場合）であっても重大犯罪歴がないこと等の基本条件を満たし、裁判所の定める遵守事項に同意する必要があります^{⑩ ⑪}。このように米国では、第三者による面会交流支援は公的・民間の多様な主体によって提供され、その質を担保するためのガイドライン作りが進められてきました。裁判所が面会交流に第三者関与を命じる手続きは州法や判例によりますが、一般に面会交流命令（Visitation Order）において「指定の面会センターで監視付き」と明記したり、当事者間で合意した第三者を裁判官が承認する形で行われます。とりわけDV保護命令が発令されているようなケースでは、安全のため認可された施設や専門職による監視が選択される傾向があります^⑬。

英国における第三者の役割

英国（イングランド及びウェールズ）でも、紛争下にある親子の面会交流に第三者機関が関与することが一般的です。民間の中立機関としては、**全英子ども面会交流センター協会（NACCC: National Association of Child Contact Centres）**に加盟・認証された「チャイルド・コンタクト・センター（子ども交接センター）」が全国に約350か所設置されており、離婚・別居した家族の面会交流支援において中核的役割を果たしています^⑫。NACCCは25年以上にわたり会員センターのための全国基準を策定し、スタッフやボランティアの訓練や安全な運営プロセスに関する厳格な指針を設けています^⑬。英国の家庭裁判所は、子どもの定期的な引き渡しや面会交流の実施にあたり当事者間で直接調整が難しい場合、このような第三者センターを利用するよう奨励・指示します。実務上、**家裁のコンタクト（面会）命令ではNACCC認証センターの利用**

が推奨されており、2007年以降、当時の高等法院家事部長官による裁判所向けプロトコル（実務指針）でも「裁判所が面会センター利用を命じる際はNACCC認証済みのセンターのみを指定すべき」とされています¹⁴。この背景には、認証センターによる質の確保と子どもの福祉保護が重要視されていることがあります。もっとも、このプロトコルは主に私法上の紛争に適用されるもので、公法上（児童保護）のケースでは地方自治体（ローカルオーソリティ）が自ら連絡調整や面会場所提供を行う場合もあります。ただ近年、里親下や施設ケア中の子どもと実親の面会（Children in care contact）においてもNACCC基準の高い安全性が求められるとして、全ての面会交流施設・サービスにNACCC認証を義務付ける法整備の提案もなされています¹⁵（※2017年に貴族院でNACCC認証を必須とする民間法案が審議）。

NACCC加盟センターや同種のNPO・民間事業者は、中立の立場で子の引き渡しや面会の現場立会い、交流のモニタリング、親への助言提供などを行います。英国では面会交流支援サービスとして大きく2種類あり、スタッフが常時親子に付き添って安全を見守る「監督付き（Supervised）コンタクト」と、スタッフは同室にいるものの特定家族に張り付かない緩やかな見守りの「支援付き（Supported）コンタクト」に分けられます¹⁶。状況に応じて手渡し時のみ第三者者が立ち会うケースもあり（日本で言う「引き渡しサポート」に相当）、保護者同士が直接顔を合わせずに子どもの受け渡しをする調整役も第三者機関が担います¹⁷。NACCC認証センターの多くは慈善団体によって運営され、一部は教会施設やコミュニティセンターを会場にボランティアが支える形態です。これらのセンターでは利用家族から低額の寄付や利用料を募ることもありますが、基本的な支援付きコンタクトについては無料またはごく安価で提供される場合が多く、裁判所からの紹介にも応じています。一方、監督付きコンタクト（専門スタッフが1組の親子に専属するケース）は人的コストがかかるため有料サービスとなるのが一般的で、施設によって料金は異なりますが1時間あたり50～100ポンド程度の費用が発生することも珍しくないとされています¹⁸。もっとも、低所得世帯の場合には福祉予算やLegal Aid（法テラスに相当）から費用補助が受けられることもあり、CAFCASS（家庭裁判所付児童家族相談サービス）が関与するケースでは短期間であれば国費で賄われる場合もあります^{19 20}（※例えばウェールズのCafcass Cymruでは、家庭裁判所の求めに応じて評価目的の監督付き面会をNACCC認証サービス提供者に委託・資金提供しています）。総じて英国では、第三者機関（認可センターや専門家）が法的枠組みの中で重要な役割を担い、裁判所命令や当事者合意に基づき子どもの福祉を守る面会交流支援が制度化されています。

付き添い（監視付き面会）の基準

米国における監視付き面会の基準

米国では、監視付き面会を実施すべきケースやその方法について各州の法律・ガイドラインで基準が示されています。一般に親による誘拐の恐れ、虐待・ネグレクトの既往、薬物やアルコール乱用、精神疾患によるリスク、DV加害歴などがある場合に、裁判所は子どもの安全確保のため面会に第三者の付き添いを命じます^{2 21}。例えば家庭内暴力があったケースでは、保護命令のもとで「安全な環境下での親子接触」を可能にする手段として監視付き面会が用いられます²²。また親子間に長期間交流がなかった場合や、面会再開に慎重を要する場合（例えば虐待の疑いで一時保護後の再会など）にも、試行的に監視付き面会から開始することが推奨されます²³。こうした監視付き面会の頻度・時間はケースバイケースですが、裁判所の命令で週〇回〇時間までと具体的に定められることもあります。多くの場合、最初はセンターの開所日時に合わせた週末や平日夕方など定期的短時間の面会から始まり、状況が改善すれば回数や時間を拡大する形が取られます。面会場所は公的・民間の専門センターで行われることが多いですが、裁判所の許可次第で公園や児童館、レストランなど公共の場所に監視人が同行する形もあります。監視付き面会の終了条件（無監督の通常面会への移行）は、親が安全に養育できると証明された場合や裁判所がリスク低減を認めた場合で、しばしば段階的に付き添いなしの短時間面会を試すなどの措置を経て判断されます。

監視役（面会交流付き添い人）の資格については前述のように各州で要件が異なります。カリフォルニア州では有償のプロの監視人は21歳以上で一定の無犯罪歴要件を満たし、事前研修24時間を修了すること等が義務づけられています^{11 9}。さらに指紋照会による犯罪経歴チェックに合格し、州のTrustLine登録を受けなければ監視業務に従事できません⁸。他の州でも、多くは専門職（ソーシャルワーカー、有資格カウンセ

ラー等)による監視サービスでは研修履歴や資格が考慮され、利用者にサービス内容を説明する契約書や報告書提出などの義務があります²⁴。一方、裁判所が親族や知人を監視役とすることを許容する場合でも、その人物に虐待や暴力の前科がないことや面会規則を順守する能力など基本的条件を課しています¹⁰。このように監視人の資質確保が図られる一方、米国では監視付き面会サービスの費用負担も課題です。**非専門のボランティア監視**(親族など)であれば費用は基本的に発生しませんが、**専門センター**や**有償の監視人**を利用する場合、その費用は利用者(通常は非監護親か双方)が負担します²⁵。料金は地域やサービス内容で幅がありますが、**1時間あたり50~150ドル程度**が一般的なレンジとされ²⁵、高度な資格を持つスタッフによる場合や子どもの複数名参加、高リスク案件では追加料金が課されることもあります^{26 27}。もっとも、一部の非営利センターでは寄付や補助金で運営を賄い**低所得家庭にはスライド制(収入に応じて減額)**や**無料枠**を提供するところもあります²⁸。例えばニューヨーク市の非営利団体NYSPCCでは資金調達により**貧困家庭への監視付き面会サービスを無償提供**しています²⁹。このように米国では、監視付き面会の頻度・場所・費用はケースによって様々ですが、共通しているのは**子どもの安全と福祉を最優先**に据え、必要に応じ専門的な関与と支援策を講じる点です。

監視付き面会における安全対策も重視されています。DVや虐待の履歴があるケースでは、面会センターは厳格な安全プロトコルを持ち、たとえば**利用者の別々の出入口・待機室の設置、警察等と提携した緊急時対応計画、面会中の常時監視と記録**などを行っています³⁰。スタッフはDV加害者の危険性に関する研修を受けしており、必要に応じて面会を即時中止する権限も付与されています³¹。米国司法省のガイドラインでは、監視付き面会プログラムは被害者である親と子どもの安全確保に最大限配慮し、さらなる暴力の発生を防ぐよう求めています³¹。

英国における監視付き面会の基準

英国でも、**子どもの安全に懸念がある場合には監督付き(Supervised)コンタクトが指示**されます。その基準は主に家庭裁判所の実務指針や判例法により示されています。なかでも**Practice Direction 12J**(家事手続規則 第12部補足実務指針12J)は、DVや虐待が疑われる・認定された事件で裁判所が取るべき対応を詳しく述べており、子どもや当事者がDV被害を経験したケースでは面会(連絡)方法について慎重な判断を義務付けています^{32 33}。12Jのパラグラフ38では、仮にDVがあったとしても子どもの幸福のため直接の面会交流が必要と判断される場合、「**その面会をどこで誰が監督するか**」等の条件を詳細に検討するよう定められています³⁴。特に**リスク評価**で親が子や他の親に危害を及ぼす恐れが指摘された場合、「**支援付き(Supported)センターでの接触**」や「**親族による付き添い監督**」といった緩やかな形態では不十分であり、適切ではないと明言されています³³。つまり、子どもに対するリスクが高いケースでは**専門職による厳密な監督**以外の接触は認められず、必要に応じて直接面会そのものを見合わせ、代替手段(間接的な連絡など)に限定すべきとされています³⁵。このように英国では、DV・虐待リスクのある面会交流では**専門機関・資格者による監督**が事実上必須であり、裁判所もそれを強く求めます。

監督付きコンタクトの頻度・場所・費用について、英国では先述のNACCC認証センター等で行われることが多く、その具体的条件はケースに応じて裁判所命令や合意で定められます。頻度は通常月数回から週1回程度、各回は**1~2時間**が典型的ですが、子どもの年齢や親の状況によって調整されます。場所は**児童コンタクトセンター内の専用室**で行なうことが標準ですが、進展に伴い**センター外での外出を伴う面会**が試みられることもあります(ただしセンター外での実施には当該センターの判断基準があり、一定回数の所定環境での実施と成功が前提となります)。費用面では前述の通り**監督付きは有料**が基本で、**相場は1時間あたり50~100ポンド程度**¹⁸です。ただしこれは民事(私法)上の紛争で親が自ら費用を出す場合であり、**公法上の監督面会**(たとえば子どもが一時保護措置中の親子面会)は地方自治体やCafcassが負担します。また民事でも、最近の政府支援策として2023年より低所得の当事者には面会交流支援を含む法テラス(Legal Aid)を拡充する動きがあり、経済的ハードルの緩和が図られています。監督者の資格について法令上の細則はありませんが、NACCC基準では**常勤スタッフはソーシャルワーカー**や**関連分野の有資格者**であることが望ましく、ボランティアや研修生が監督に当たる場合も必ず上席の指導・報告体制を敷くこととされています。実際のセンターでは、経験豊富な**ソーシャルワーカー**、**家庭支援専門員**、あるいは**警察OB**などが監督員として勤務し、DVや虐待に関する知識を持って子どもの安全を見守っています。さらに英国のセンターでは、DV案件の場合**加害親と被害親(および子ども)が館内で顔を合わせない動線計画**(片親は子どもを先に預け退室し、後か

らもう一方が入室する等)を徹底したり、面会中は個室に監督員が同席して不適切な発言・接触が無いよう監視したりといった運用がなされています。必要に応じて面会状況の記録や報告書も作成され、裁判所が今後の面会可否を判断する材料とされます²⁰。このように英国では、監督付き面会の運用面でも子どもの安全と福祉を守るための厳格な基準と工夫が施されています。

オンライン面会の活用

米国におけるオンライン面会の導入状況

米国では、新型コロナウイルスのパンデミック以降、ビデオ通話等を用いたオンライン面会(virtual visitation)が急速に普及しました³⁶。オンライン面会とは物理的に離れている親子がテクノロジーを介して交流する方法であり、直接会えない時間を補完する手段として位置付けられています^{37 38}。パンデミック中の外出制限で対面交流が困難となった際、多くの家庭裁判所は一時的措置としてビデオ通話による親子交流を許容・推奨し、これがオンライン面会を一般化させる契機となりました³⁶。実際、2020~2021年には各地の監視付き面会プログラムがZoom等に切り替わり、対面に代わる命綱としてのオンライン交流が多数実施されています³⁹。現在では、直接対面が難しい長距離別居や多忙な親のケースのみならず、通常の面会プランの補足として定期的なテレビ電話を盛り込む合意例も増えています^{40 41}。

法的な認知については州によって対応が異なりますが、2020年代に入り一部の州(ユタ、ウィスコンシン、フロリダ、テキサス、ノースカロライナ、イリノイ、ミズーリ等)ではオンライン面会を明示的に認める法律が制定されています⁴²。これらの州法では、裁判官が離れて暮らす親子間の連絡手段としてビデオ通話等の電子的交流を面会プランに組み込む権限を定めています。一方、明確な条文がない州でも、家事裁判所の裁量でオンライン面会を命じることは可能であり^{43 44}、実務的にはほとんど全ての州でオンライン交流の導入余地があります。オンライン面会は対面交流の代替ではなく補完と位置付けられ³⁸、子の最善の利益に適う場合に許容されます⁴¹。例えば片親が遠隔地に転居したケースでは、定期的なビデオ通話で親子関係を維持することが推奨されます。またコロナ禍を契機に、電子面会の利点(移動不要、安全性確保等)が周知された結果、従来は面会交流が途絶えがちだった状況でも工夫次第で頻繁に連絡を取れるようになりました^{36 45}。

もっともオンライン面会には課題も指摘されています。専門家らは「直接会う時間こそが絆形成の基本」でありオンラインはあくまで補助であると強調しており³⁸、特に幼い子どもにとって画面越しの交流は注意持続が難しい、身体的な触れ合いができないなど限界があります。また技術面・プライバシー面の懸念(通信環境の不具合や、もう一方の親が画面外で指示を出す恐れ等)もあり、高葛藤の両親間ではオンライン面会のルール設定(頻度、時間、どのアプリを使うか、同席者の有無など)が重要となります^{46 47}。実際、米国の家庭裁判所では必要に応じ、オンライン面会に関する詳細な条件(週〇回〇時に〇分間、子の希望を尊重すること、録画は禁止等)を命じるケースも見られます⁴⁸。保護者同士が合意している場合は非公式に柔軟なやり方でオンライン交流を取り入れることも多く、たとえば毎晩寝る前に5分ビデオ通話するといった取り決めがなされることもあります^{40 38}。一方、合意がない場合に片親がオンライン面会を求めるときは、裁判所に正式に請求し命令を得る必要があります。しかし2023年現在でもオンライン面会の明文化がない州ではそうした裁判例はまだ蓄積が少なく、「頻繁な長電話は子の福祉にならない」等の理由で却下される可能性もあります。とはいえたパンデミック以降、オンライン面会は確実に社会に浸透しつつあり、今後は対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の親子交流が一般的になるとの見方もあります。

監視付き面会におけるオンライン活用も米国では進展が見られました。コロナ禍で面会センターが一時閉鎖を余儀なくされた際、「オンライン監視付き面会(Supervised virtual visitation)」という形態が各地で導入されました³⁹。これは、従来対面で行っていた監視付き面会をビデオ会議システム上で行うもので、第三者の監視員が親子のオンライン通話に同席し、安全を見守る仕組みです^{49 50}。ビデオ通話上でも監視員は会話内容をモニタリングし、不適切な発言や子どもへの心理的圧迫があれば介入・通話中断する権限を持ちます⁵¹。このオンライン監視付き面会は、DVによる接近禁止命令下で対面はできないが親子の交流機会は残す必要がある場合などに有効とされます⁵⁰。実際、米国ではDV加害者である非監護親について「子ど

もへの直接接触は禁じるが、一定条件下でオンライン交流は許可する」といった判断が増えており⁵⁰、位置情報の把握や通話録画機能を備えた専門システムを使って安全性を担保する試みもあります⁵²。パンデミック初期には、従来面会交流が途絶えていた多くの親子がオンラインで再びつながることができたとの報告もありました。その一方で、オンラインで親子関係修復の効果を上げるには監視員の新たなスキル（画面上での親子の様子を細かく観察し適宜サポートする等）も求められます。こうした専門的課題に対応するため、SVN等の団体はオンライン監視付き面会のガイドライン策定や研修を進めており、技術進歩に応じた新しい支援形態として定着しつつあります。

英国におけるオンライン面会の導入状況

英国でもCOVID-19パンデミックを機にオンラインでの親子交流が拡大しました。2020年のロックダウン中、政府は子どもの移動制限に例外を認め実親との対面コンタクトは許可しましたが、実際には公共交通機関の停止や家庭事情から対面が困難なケースが多発しました。このため電話・ビデオ通話による“バーチャル・コンタクト”が臨時措置として幅広く行われました。NACCCは加盟センターに対し技術的ソリューションの開発を呼びかけ、多くのセンターがSkypeやZoomによる「バーチャル支援付き」および「バーチャル監督付き」コンタクトを提供し始めました（ウェブサイトのセンター検索でも該当サービス提供の有無を条件指定できるよう整備）と報告されています。NACCCの発表によれば、2020年から2021年にかけて全英で累計5万件近いオンライン面会セッションが実施され、多くの子どもたちの「途切れない絆」を支えたとされています（2021年夏ニュースレターより）。このようにパンデミック下の緊急対応としてオンライン面会が定着し、以後も一部の家庭では有効に活用されています。たとえば、親が国外赴任中・遠隔地在住で定期対面が難しい場合や、感染症流行時にハイリスクの家族がいる場合など、裁判所も柔軟にオンライン交流を認める傾向です。英国の子ども法（Children Act 1989）自体にはオンライン面会に関する明文規定はありませんが、同法に基づく子ども配置命令（Child Arrangements Order）で「間接的接觸（Indirect contact）」を定めることが可能であり、これは手紙や電話に加えて現代ではビデオ通話等も含むと解されています。実際、近年の家庭裁判所命令では「毎週○回の電話またはビデオコールによる連絡を許可/義務付ける」といった条項が盛り込まれる例があります。特にDVや虐待懸念で直接会わせるのが安全でない場合、「間接的な方法での接觸」としてオンライン面会が選択肢となります⁵³。もっとも、裁判所がオンラインのみの交流を最終的な解決策とすることは稀で、通常は一時的な措置または補助手段とみなされます。裁判官は子どもの福祉に照らし直接会うのが有害と判断した場合に限り間接接觸のみを命じ、それ以外は可能な限り直接会う方向で検討するためです⁵⁴。したがってオンライン面会は、あくまで対面交流を補う役割として推進されており、コロナ禍以降もその基本姿勢に変わりはありません。

オンライン面会の利点として、地理的距離や感染症リスクを超えて親子の絆維持ができることが挙げられます。特に英国は国際結婚・離婚も多く、親子が異なる国にいる場合の連絡手段としてビデオ通話は貴重です。またセンターを介した場合、スタッフが事前に親子それぞれに接続方法を案内し、必要なら通話中にサポートすることで、技術に不慣れな親子でも円滑に交流できるよう工夫しています。NACCCの加盟センターでは、オンライン面会用のタブレット貸与やセキュアな通信アプリの導入なども一部進められています。一方で課題もあり、幼児・乳児は画面上のやりとりを理解しにくいため長時間のオンライン面会には向かず、この場合は写真や録画メッセージの交換など代替的な工夫が必要とされています⁵⁵。また通信環境や機器の不備が交流を妨げるケースもあり、経済的困窮家庭には機器・通信費の支援が課題です。プライバシーの点でも、家庭内からの通話では相手の家庭状況が映り込むためプライバシー侵害の懸念や、DV加害者が画面越しに脅迫的言動をするリスクも指摘されます。このためイギリスでは、オンライン交流時にも必要なら第三者がその場（通話）に同席することが推奨されます。例えば、コンタクトセンターのスタッフが双方の接続を見届け、一定時間ごとに様子を確認する「モニタリング付きオンライン交流」を提供するケースがあります。またDV事案では通話を録画して後から検証可能にすることも検討されています。総じて、英国でのオンライン面会活用は慎重かつ補助的ではあるものの、パンデミックを契機にその有用性が認識され、今後も技術の発達とともに第三者機関のサポート下で質を担保しつつ広がることが期待されます。

米国と英国の面会交流における比較表

以下に、米国と英国における面会交流（親子コンタクト）制度の相違点・共通点を主要項目ごとに比較します。

観点	米国（USA）	英国（UK）
第三者機関の関与	主に州ごとに民間NPOや業者が提供。全国統一制度は無いが、SVNなど業界ネットワーク有。裁判所がリスク事案で第三者監督を命令 ³ 。	NACCC認証のチャイルド・コンタクト・センターが全国約350箇所。裁判所は認証センター利用を推奨 ¹⁴ 。公的機関(CAFCASS等)は主に助言・調整役で直接サービス提供は限定的。
法的枠組み・基準	連邦法で統一規定は無い。各州が家庭法で面会条件を定め、例：カリフォルニア州では司法規則で監視人の資格・研修を詳細規定 ⁸ ⁹ 。DV事案向けに連邦補助金（Safe Havensプログラム等）あり。	子ども法1989に基づき家裁が条件付け可能（面会に「条件」を付す権限）。PD12J（実務指針）でDV・虐待事案の対応を細かく規定 ³⁴ ³³ 。NACCCが自主基準策定、2007年以降裁判所も認証基準を実務で尊重 ¹⁴ 。
第三者の種類	有償のプロ監視人（センター職員・独立業者）と、無償の非プロ監視人（親族・知人）に分類 ⁷ ¹⁰ 。センターはNPOから営利まで様々。	認証コンタクト・センター（スタッフ常駐、監督付き/支援付き）と、ボランティア拠点（支援付きのみ）の二層。親族等が私的に監督するケースも皆無ではないが、裁判所は好ましくないと判断 ³³ 。
監視付き面会の実施基準	DV、虐待、誘拐リスク等で必要性判断 ² 。リスクない場合は通常は不要。監視付きは一時的措置と位置づけ、状況改善で無監視へ移行。	DV・虐待リスクが少しでもあれば支援付きでは不十分とされ、プロによる監督付きが原則 ³³ 。安全確保が最優先で、無監視への移行は慎重に審査。
監視人の資格・訓練	州基準による（例：加州で21歳以上+無犯罪+研修24h必須 ¹¹ ⁹ ）。TrustLine等による身元・経歴確認が求められる場合も ⁸ 。DV・児童虐待について専門知識訓練を受講 ³⁰ 。	法的資格要件は明文化なし。ただし認証センターでは有資格ソーシャルワーカー等が担当し、NACCC研修や内部トレーニングを受けている。DVや子の発達ニーズに関する知識必須。裁判所も「親族監督は不可」と判断 ³³ し、事実上プロ資格者が監督。
頻度・場所の傾向	ケース毎に裁判官が決定。典型例は週1回2時間程度、センターのほか公共の場所での実施も可（裁判所許可前提）。長時間・宿泊は監視付きでは極めて稀。	ケース毎に命令。典型例は月2~4回、各1~2時間、NACCCセンター内の専用室。進展すればセンター外（公園等）でスタッフ同行の面会もあるが、センターの判断基準次第。宿泊を伴う監督付きは通常行われない。
費用負担と規制	原則ユーザー負担（非監護親が支払う場合多い）。プロ監視は約\$50~150/時 ²⁵ 。スライド制や無料サービスも一部あり ²⁸ 。裁判所が費用分担を命じることも可能。連邦AV助成金で低料金提供の州プログラムも。	監督付きは基本有料で£50~100/時程 ¹⁸ 。支援付きは多くが無料または低廉（£2~7/時など）。低所得者はLegal Aid対象になる場合あり。公的介入案件では自治体/Cafcass負担。

観点	米国（USA）	英国（UK）
DV・虐待リスクへの対応	監視付き面会自体がDV・虐待防止策の一環 ²² 。センターで警備員配置・親の動線分離等、安全措置徹底 ³⁰ 。保護命令下でも面会継続が子の利益ならオンライン含め安全な方法で実施 ⁵⁰ 。再発時は即中止・見直し。	リスクがある場合は無理に直接会わせない方針が強い ⁵³ 。面会許可するなら必ずプロ監督付きで ³³ 、センターでは親同士接触回避の導線・別室待機を徹底。必要に応じ面会頻度・方法を制限し、深刻なら間接交流（手紙やオンラインのみに限定）措置も。 ⁵⁴
オンライン面会の制度化	州の一部で法律明文化（判事がビデオ通信を命令可） ⁴² 。他州も裁判所裁量で許容。パンデミックで普及し一般化 ³⁶ 。あくまで直接面会の補完手段 ³⁸ 。	成文法での規定なし。家裁命令で間接的連絡手段として扱われる（電話・Skype等）。コロナ禍で利用急増。対面困難時の補完策との位置づけ。
第三者によるオンライン支援	監視付き面会がオンライン転換され、監視員がビデオ通話に同席 ⁴⁹ 。専用アプリや録画機能で安全担保する事例も ⁵² 。民間サービス（ビデオ通話機能付き共同養育アプリなど）の活用増加。	NACCCセンターがバーチャルコンタクトを提供開始。スタッフが接続支援やモニタリングを実施。必要に応じオンライン面会に第三者が同席し、DV懸念時は録画・記録対応も検討。
成果と課題	利点: 遠距離でも交流維持、パンデミック下で親子関係途切れず ³⁶ 。課題: 乳幼児には効果限定的、技術トラブル、親の干渉リスク。監視付きオンラインによりDVケースでも一定の交流継続が可能となった ⁵⁰ が、質確保のための研修・技術開発が今後の課題。	利点: 対面困難時の代替策として定着、国外・遠隔地との交流手段に。課題: 幼児には不向き ⁵⁵ 、デジタル格差、オンラインのみでは関係改善に限界。センター職員の負担増（機材準備や監視）も指摘。今後は対面とオンラインの使い分け指針整備が必要。

出典: 米国 : [56](#) [5](#) [8](#) [25](#) [49](#) 等 ; 英国 : [14](#) [33](#) [18](#) [53](#) 等。

1 3 30 31 56 Supervised Visitation: What Courts Should Know When Working With Supervised Visitation Programs | Office of Justice Programs

<https://www.ojp.gov/ncjrs/virtual-library/abstracts/supervised-visitation-what-courts-should-know-when-working>

2 4 5 21 22 23 28 29 RAISING THE BAR: WHY SUPERVISED VISITATION PROVIDERS SHOULD BE REQUIRED TO MEET STANDARDS FOR SERVICE PROVISION

https://nyspcc.org/wp-content/uploads/2021/01/Final_PublicationAFCCSupervisedVisitation_en-us.pdf

6 7 8 9 10 11 24 Standard 5.20. Uniform standards of practice for providers of supervised visitation | Judicial Branch of California

https://courts.ca.gov/cms/rules/index/standards/standard5_20

12 13 14 15 Child Contact Centres (Accreditation) Bill [HL]: Briefing for Lords Stages - House of Lords Library

<https://lordslibrary.parliament.uk/research-briefings/lif-2017-0009/>

16 17 Your child arrangements aren't working - Citizens Advice

<https://www.citizensadvice.org.uk/family/making-agreements-about-your-children/your-child-arrangements-arent-working/>

18 Full article: Pay per view? Family court orders for the costs of contact

<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/09649069.2022.2067655>

19 20 Supervised family time (supervised contact): factsheet [HTML] | GOV.WALES

<https://www.gov.wales/supervised-family-time-supervised-contact-factsheet-html>

25 Supervised Visitation Violations | Rules in California

<https://seabrooklawoffices.com/understanding-supervised-visitation-in-california/>

26 Fees | Los Angeles, California

<http://www.supvmonitor.com/professional-fees>

27 Cost of supervised visitation in CA? : r/Parenting - Reddit

https://www.reddit.com/r/Parenting/comments/7p9dvn/cost_of_supervised_visitation_in_ca/

32 33 34 35 53 54 PRACTICE DIRECTION 12J – CHILD ARRANGEMENTS & CONTACT ORDERS: DOMESTIC ABUSE AND HARM – Justice UK

https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/family/practice_directions/pd_part_12j

36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 Virtual Visitation for Co-Parents: Laws, Technology, and Ways to Connect

<https://www.ourfamilywizard.com/blog/virtual-visitation-co-parents-laws-technology-and-ways-connect>

55 Coronavirus: Separated Families and Contact with Children in Care FAQs (UK)

<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8901/CBP-8901.pdf>